

平成29年9月

管内の雇用状況(平成29年7月内容)

有効求人倍率0.75倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

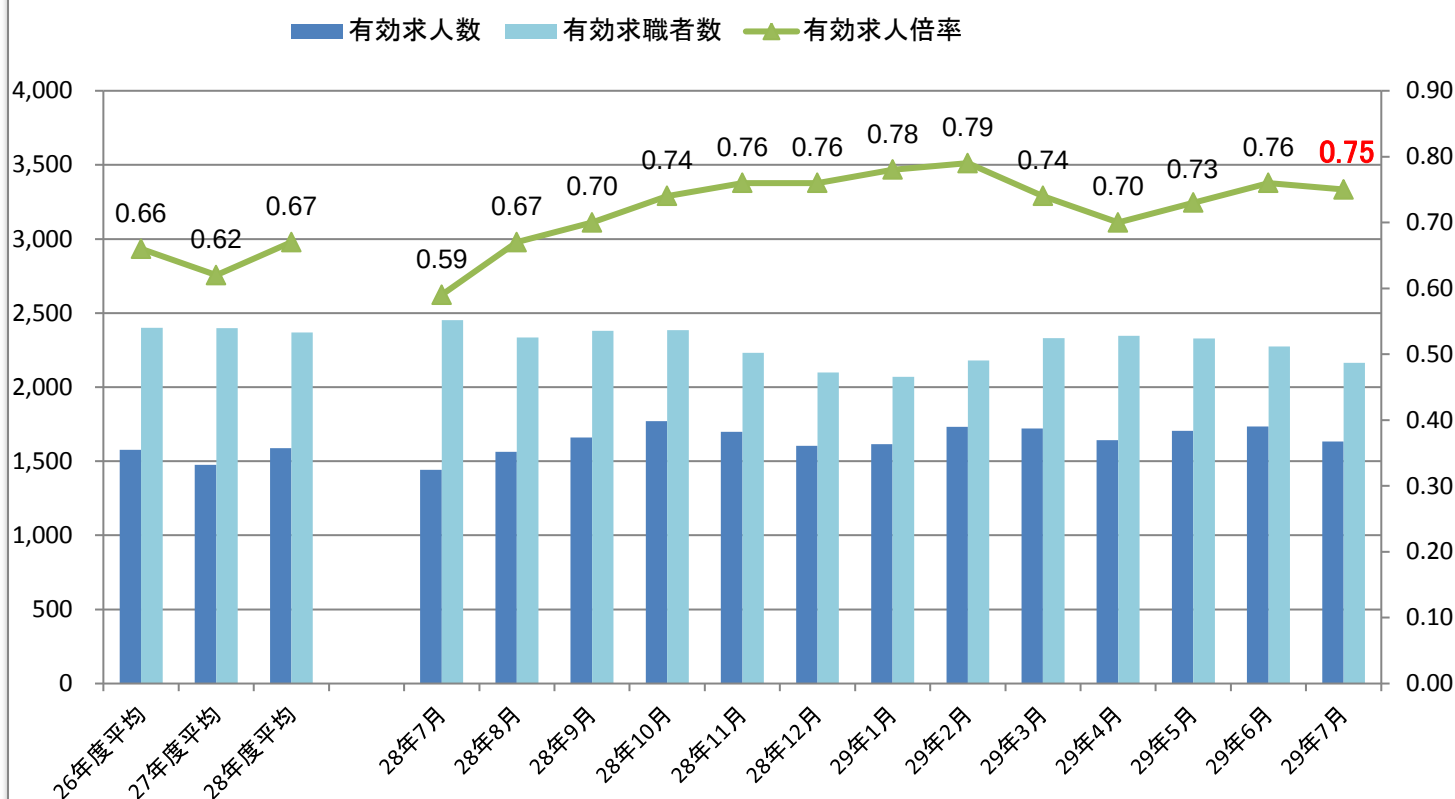
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いことを示しています。

ハローワーク大河原管内の求人数、求職者数の推移

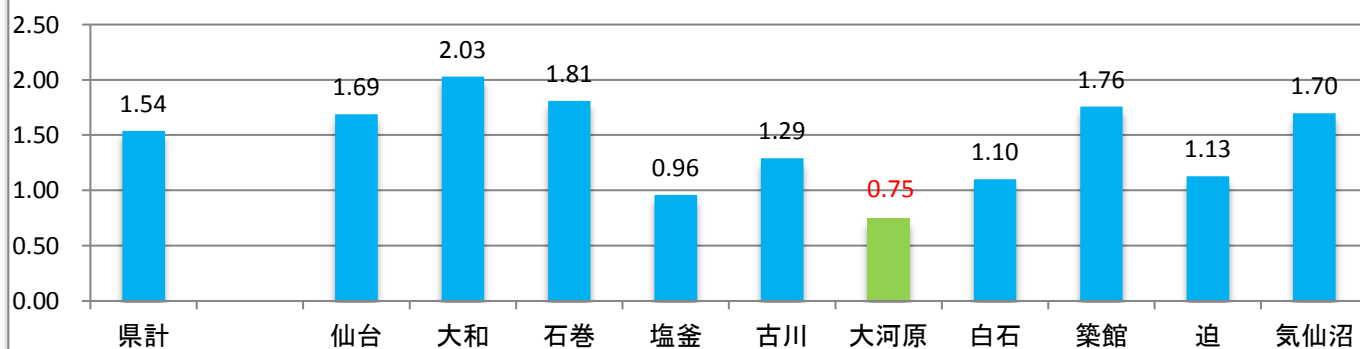
(人)

(倍)



ハローワーク管内別有効求人倍率(29年7月内容)

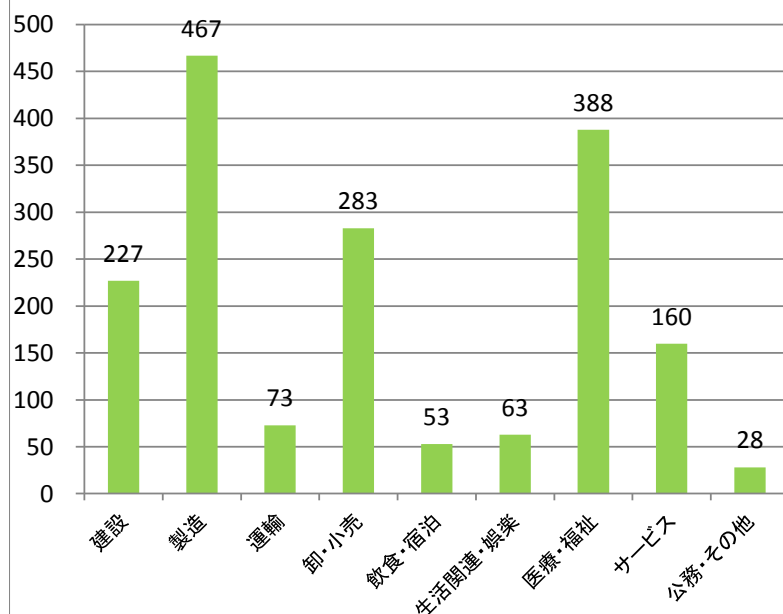
(倍)



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

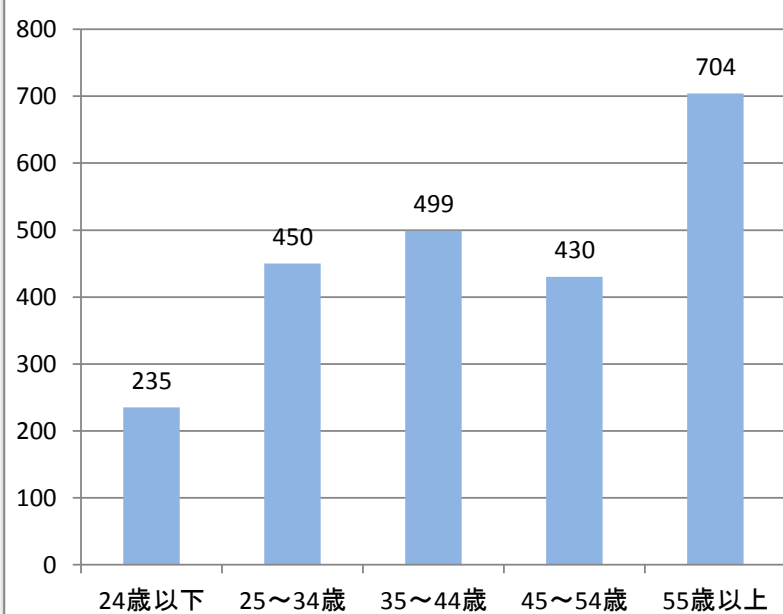
■ 29年4月～29年6月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

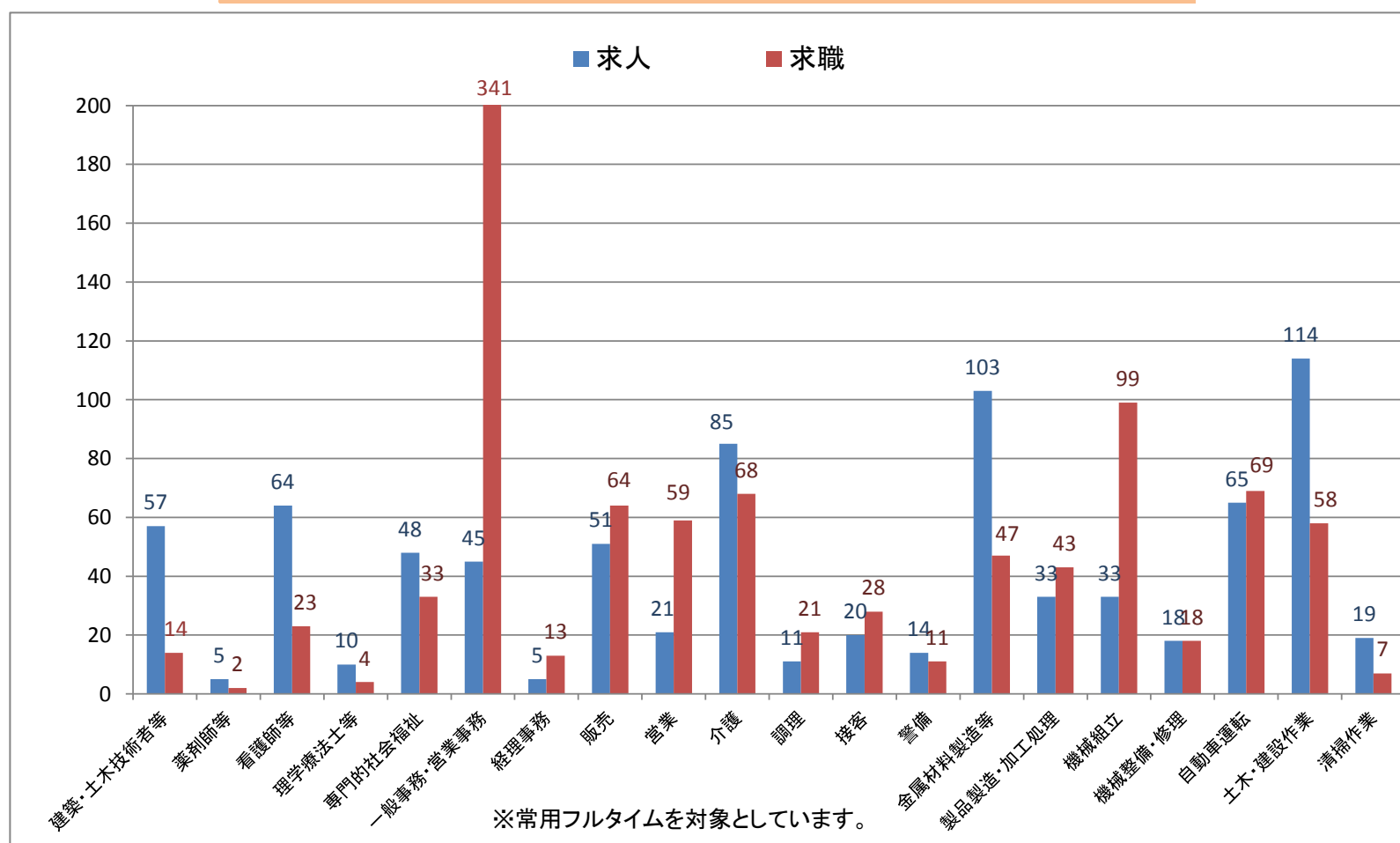
■ 29年4月～29年6月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【29年7月内容】



職業別新規求人賃金情報

【29年4月～6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	32	0	0	0	2	9	12	13	18
薬剤師等	7	0	0	0	0	0	1	1	3
看護師等	52	1	0	1	12	27	45	46	38
専門的・社会福祉の職業	29	0	0	4	18	14	12	9	7
一般事務員・営業事務員	48	0	2	19	34	24	18	9	9
経理事務員	2	0	0	0	0	1	2	2	2
販売員	25	0	2	9	16	11	15	5	4
営業員	15	0	0	1	4	9	13	11	11
介護の職業	52	0	3	21	40	37	26	2	0
調理の職業	13	0	0	9	10	9	4	2	2
接客の職業	12	0	0	5	8	9	4	2	0
警備員	3	0	0	2	1	0	0	0	1
金属材料製造の職業	70	0	0	17	43	43	37	22	20
製品製造・加工の職業	24	0	1	11	13	12	10	3	2
機械組立の職業	15	0	4	11	6	3	2	2	0
機械整備・修理の職業	17	0	2	3	11	12	12	11	5
自動車運転の職業	38	0	0	8	3	9	12	18	17
土木・建設の職業	59	0	1	3	14	25	43	43	37
電気工事の職業	10	0	0	0	4	6	6	5	6
清掃の職業	10	0	3	2	5	6	4	2	1

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。
この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【29年4月～6月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	215	182	190	229	234	229
専門・技術	251	208	195	275	263	285
事務	200	158	182	206	206	257
販売	180	147	168	208	*	201
サービス	184	157	172	183	227	191
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	259	*	*	193	248	*
運輸	205	200	226	230	199	191
生産工程・労務	211	184	199	227	240	208

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

ハローワークからのお知らせ

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 ①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

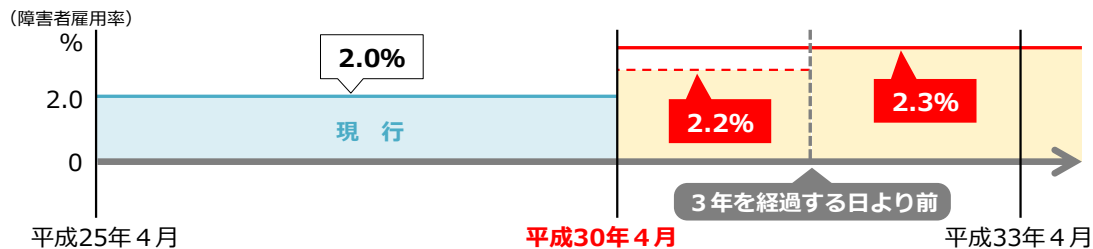
留意点 ②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。